

# 千葉県情報セキュリティ基本方針

策定 平成14年3月15日

改定 令和6年8月30日



# 情報セキュリティ基本方針

本県では、多くの業務で情報システムやネットワークを利用し、県民の個人情報や行政運営上重要な情報などを多数取り扱っています。

県民の財産、権利、利益を守り、安全かつ安定した行政サービスを継続して提供するためには、これらの情報や情報システムをあらゆる脅威から防御することが必要不可欠となります。

このため、本県が保有する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を整備し、情報セキュリティの確保と水準の向上に積極的に取り組むことを宣言します。

- 1 個人情報保護法その他の関係法令を遵守します。
- 2 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立します。
- 3 情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を明記した実施手順を策定します。
- 4 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。
- 5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び監査を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- 6 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守します。

千葉県では、様々な脅威から情報システムを防御し、情報資産の安全を維持するため、「千葉県情報セキュリティ基本方針」と「千葉県情報セキュリティ対策基準」から成る情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

情報セキュリティ ポリシー	情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策の目的・方針等についての宣言
	情報セキュリティ 対策基準	基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実現するための 順守事項や判断基準など基本的事項を定めたもの

また、「千葉県情報セキュリティ基本方針」は、知事部局、公安委員会を除く各行政委員会、議会事務局及び地方公営企業をその適用範囲としています。

千葉県では、同基本方針を上記適用範囲における「サイバーセキュリティを確保するための方針」※に位置付けています。

※令和8年4月1日施行の地方自治法第244条の6第1項の規定により、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれが管理する情報システムの利用に当たり、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられている。